

中学生の皆様へ 愛知県高等学校等奨学金 令和9年度奨学金の貸与予約申請の御案内

愛知県では、高等学校等に在学する生徒の修学を支援するため、奨学金の貸与（無利息）をおこなっています。

来年度、高等学校・専修学校高等課程・中等教育学校後期課程への進学を予定して、奨学金の貸与を希望される方は、在学する中学校に申し出てください。

1 申込みの方法

申請書類を在学している中学校から受け取り、在学している中学校へ提出してください。

2 申込み期限

令和8年7月の在学する中学校が指定する日まで ※学校締切：令和8年7月3日（金）

担任へ申し出てください

3 奨学金の概要

(1) 貸与月額及び返還期間

区 分		貸与月額	返還期間	左記と選択できる貸与月額	返還期間
国公立校	自 宅 通 学	1 8, 0 0 0 円	1 0 年	1 1, 0 0 0 円	6 年
	自宅外通学	2 3, 0 0 0 円			
私 立 校	自 宅 通 学	3 0, 0 0 0 円	1 2 年		
	自宅外通学	3 5, 0 0 0 円			

※ 予約決定のみでは貸与を受けることができません。高等学校等へ入学後、入学した学校を通じて、6月に申請手続きをする必要があります。

(2) 返 還

卒業後（又は退学や転学などで在学しなくなった後）半年後から貸与月額に応じて上表返還期間で返還（原則、月賦による均等返還）

(3) 返還猶予

- ・卒業後も、大学、専門学校などの教育機関に在学中は、申請により返還を猶予します。
- ・低所得世帯の方を対象に、奨学生本人の収入が一定の額に達しない間は、申請により返還を猶予します。

4 予約採用の対象となる方

次の(1)及び(2)に該当することが必要です。

- (1) 親権者又は未成年後見人が県内に在住し、高等学校・専修学校高等課程・中等教育学校後期課程に進学を希望している方
- (2) 経済的要件

親権者等の課税標準額（市町村民税所得割の課税総所得金額）の合計額から一定額控除*後の額が230万円以下の方

* 親権者等の扶養親族のうち、令和8年1月1日時点で0歳～15歳の方一人につき33万円、16歳～18歳の方一人につき12万円を課税総所得金額から差引く。

5 問合せ先

御不明な点がございましたら、お問い合わせください。

愛知県教育委員会 高等学校教育課 奨学グループ（電話 052-954-6785（ダイヤルイン））